

家畜保健衛生だより

令和5年度 第6号

夏季休暇期間中における家畜防疫対策の徹底をお願いします！

アフリカ豚熱は、本年2月にシンガポールで初めて、口蹄疫は本年5月にワクチン接種国である韓国で4年ぶりに発生が確認されるなど、アジア・ヨーロッパ各地で家畜の伝染病の発生が続いており、日本への侵入リスクは依然として高い状況です。

昨年10月の入国制限撤廃以降、国際旅客定期便が徐々に再開し、日本政府観光局（JNTO）の統計によると、本年6月時点で、訪日外客数はコロナ禍前の7割程度まで回復しているところです。これから夏季休暇期間を迎えるに当たり、日本人観光客も多く渡航することが想定されることから、家畜防疫対策の徹底を図る必要があります

～畜産農場および関係者の皆様へ 次の点にご留意ください～

畜産関係者の海外渡航の自粛

✓畜産関係者については、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航を自粛するようお願いします。

衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みの防止

- ✓飼養管理に関係のない者が衛生管理区域、特に畜舎へ立ち入ることのないよう、また不要な物を持ち込むことのないよう、看板の設置等をお願いします。
- ✓衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合には、飼養衛生管理基準に従い、適切に専用の衣服や手袋・長靴を着用してください。衣服や手袋・長靴の着用に当たっては、交換の前後で動線が交差しないようお願いします。
- ✓農場内及び畜舎、車両、人、物品等の消毒を励行してください。消毒に当たっては、有機物の存在を前提に消毒前に、汚れを落とし適切な濃度の消毒薬を用いてください。また、踏込消毒槽など一定期間蔵置する消毒薬は汚れた都度、汚れがなくとも1日1回は交換してください。

毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

- ✓感染拡大を防止するためには、毎日の健康観察と早期通報・相談が重要です。
- ✓豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫などについては、その特徴的な症状について、「特定症状」が定められています。（裏面参照）
- ✓特定症状を呈している家畜またはその死体を発見したときは、家畜保健衛生所まで速やかに連絡をお願いします。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679

口蹄疫の特定症状

(牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし)

次の1～3のいずれかの症状を呈していること（鹿の場合、1では①・③に該当すること）。

1 次のいずれにも該当すること。

- ① 摂氏 39.0 度以上の発熱があること。
- ② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。
- ③ 口腔内等（※1）に水疱等（※2）があること。

2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、

乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は癬痕

（外傷に起因するものを除く）

高病原性鳥インフルエンザの特定症状

(鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥)

同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合。

ただし、高病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合（※3）も連絡をおねがいします。

※3 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合
5羽以上の家きんが、まとまって死亡又はうずくまっている場合

【注意】

ただし、家畜（家きん）の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかでない場合は、この限りではありません。

豚熱・アフリカ豚熱の特定症状

(豚・いのしし)

次の1～4のいずれかの症状を呈していること。

1 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること（農場に浸潤している他の疾病によるものや、豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかでない場合はこの限りでない）。

- ① 摂氏 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退
- ② 便秘、下痢
- ③ 結膜炎（目やに）
- ④ 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
- ⑤ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
- ⑥ 流死産等の異常産の発生
- ⑦ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

3 同一の畜房内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。